主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人鷹野正義提出の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

控訴趣意第一(理由のくいちがい、理由不備の主張)について

所論は、(一)原判決は、証人Aの原審公判廷における供述を「証拠の標目」に掲げていないのに、「被告人、弁護人の主張に対する断」中で引用しているが、これは判決理由にくいちがいがある場合に該当する、(二)公安委員会が道路について駐車禁止規制を行うにあたつては、それを必要とする合理的理由があり、かつ、これに関する証拠は有罪判決の理由中に具体的に挙示されなければならないが、原判決挙示の証拠によつては原判示道路についてそのような理由のあることが証明されていないから、原判決には理由不備の違法がある、というのである。

そこで、記録を精査して順次検討する。

(一) 原審証人Aの供述は、北海道公安委員会が本件道路について駐車禁止規制を定めた経緯、内容、必要性等を述べたにとどまるものであつて、本件罪となるべき事実の認定に直接必要なものではないから、原判決がこれを証拠の標目中に掲記しなかつたのは、むしろ当然の措置であると考えられ、他方、原判決が前記判断中で原審証人Aの供述を引用しているのは、本件駐車禁止規制の実施の経緯ないし必要性を説明する個所においてであつて、罪となるべき事実に該当しない、適用法令の成立事情に関する証拠として引用しているにすぎないことが明らかであるから、原判決に所論のような理由のくいちがいがあるとはいえない。

(二) 原判示違反場所を含む札幌市 a 区 b c 丁目 d 番 e 号先から同区 b f 丁目 g 番 h 号先までの市道 i 線については、北海道公安委員会が昭和五一年一〇月二七日二輪車を除く車両を対象として終日駐車禁止の交通規制を実施することを決定し、本件当時その旨を表示する道路標識を設置していたことは、証拠上明白であるが、同公安委員会が右交通規制を実施した必要性に関する諸事情は、前記のとおり、罪となるべき事実に該当せず、これに関する証拠は、証拠の標目等として有罪判決の理由中に挙示しなければならないものではないから、原判決に所論のような理由不備があるとはいえない。

論旨はいずれも理由がない。

控訴趣意第二(法令適用の誤りの主張)について

所論は、弁護人の当審公判における釈明をも合わせると、北海道公安委員会が定めた本件道路に対する駐車禁止規制は、右道路の現状について事実を誤認し又は事実の認識を欠いたことにより、裁量を誤つて定められた違法無効なものであるから、被告人を有罪とした原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがある、というのである(なお、駐車禁止規制標識の設置の違法をいう点は撤回されている。)。

〈要旨第一〉そこで、記録を精査して検討すると、司法警察員A外二名作成の捜査報告書、原審証人A〈/要旨第一〉の供述等によれば、北海道公安委員会が定めた本件駐車禁止規制は、道路交通法四条一項所定の権限に基づき、札幌市における交通・監を削減して車両の排出ガスによる大気汚染の防止を図り、かつ日常生活に定されたものであるところ、本件駐車禁止規制の実施当時札幌市の都市部においてはたものであるところ、本件駐車禁止規制の実施当時札幌市の都市部に流入であ車両数を抑制する必要が生じていたため、交通総量の削減対策が計画され、その市環として順次駐車禁止区間の拡大が図られてきていたが、前記菊水一号線にさいて、菊水一号線に対する駐車禁止規制は右計画においてその実施が急がれてたものであり、また、菊水一号線の周囲には店舗、住宅等が多数の駐車車付近長時路の日常生活用のものとしての色彩が強いにもかかわらず、多数の駐車車利が道路の日常生活用のものとしての色彩が強いにもかかわらず、多数の駐車車利が道路の日常生活用のものとしての色彩が強いにもかかわらず、多数の駐車車対が直路の日常生活用のものとしての色彩が強いにもかかわらず、多数の駐車車対が直路の日常生活用のものとしての色彩が強いにもかかわらず、多数の駐車車対が直路を通行することが困難となっており、所轄の警察署長から、歩行者に対して民間によりできる。

確かに、本件駐車禁止規制がされた菊水一号線全長約五〇〇メートルのうち原判 示違反場所を含む約一二六メートルの区間は、幅員が約一八メートルであつて、そ 控訴趣意第三(違憲を理由とする法令適用の誤り及び訴訟手続の法令違反の主 張)について

所論は、(一)公安委員会が道路について駐車禁止規制を定めるにあたつては、これによつて不利益をこうむる付近住民及び道路管理者の意見をあらかじめ聴取することが行政上の適正手続として要請されているというべきであるから、その手続を欠く本件駐車禁止規制は憲法三一条に違反して無効であつて、本件駐車禁止規制違反を理由にして被告人を処罰した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがある、

(二) 被告人が本件駐車禁止規制の有効性を争うには、反則金納付の通告を行政処分として直接争訟の対象とすることができないので、刑罰を科されるかもしれない不利益を忍んで刑事手続を経なければならず、このような手続法制は憲法一三条、三二条に違反して無効なものというべきであつて、被告人を有罪として罰金刑を科した原審の訴訟手続には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反がある、というのである。

そこで、順次検討する。

〈要旨第三〉(二) 道路交通法は、大量に発生する同法違反事件の処理を迅速化するため、行政手続としての交通反則通告〈/要旨第三〉制度を設け、一定の同法違反者がこれによる処理に服する途を選び、反則金納付の通告に従つたときは、刑事結によらないで事案の終結を図ることにしているところ、行政訴訟手続により占ちの適否を争うことは許されないと解されるので(最高裁判所昭和五七年七月一日第一小法廷判決・民集三六巻六号一一六九頁参照)、同法違反の成否についる日第一小法違反の成否にからければならず、その結果として刑罰を科せられる日になるかもしれないことは、所論指摘のとおりである。しかし、交通反則通告制定の対象となる同法違反の行為は、本来同法の罰則に該当する犯罪であるから、違反の成否はもともと刑事手続において審判されることがあるからといって、違反の成否を争わない者が反則金の執付により刑罰を免れることがあるからといって、違反の成否を争う者を刑事手続により処理することが、国民

の権利の国政上における尊重を定める憲法一三条や、国民の裁判を受ける権利を定める同法三二条に違反するものとはいえない。もとより、反則金を納付した者について反則金納付の通告を行政訴訟手続で争うことができるようにすることも考えられないではないが、それは立法政策の問題である。したがつて、北海道公安委員会の駐車禁止規制に違反する本件行為について、被告人がその成否を刑事手続内で争う以外に方法がなかつたとしても、右違反が道路交通法四五条一項、一一九条の二第一項一号に該当する罪である以上やむをえないことであつて、被告人に対し本件行為について刑事手続で刑罰を科することが憲法一三条、三二条に違反するとはいえず、原審の訴訟事

論旨はいずれも理由がない。

よつて、刑事訴訟法三九六条により本件控訴を棄却することとし、主文のとおり 判決する。

(裁判長裁判官 渡部保夫 裁判官 横田安弘 裁判官 平良木登規男)